

○職員一般定期健康診断及び特定業務従事者健康診断の実施要領

1. 一次健診

(1) 受診方法

事前に配付する受診票及び容器等を持参のうえ受診する。

※35歳ちょうどの職員及び40歳以上の職員については次の事項を厳守すること。  
(特定業務従事者については、全員該当する。)

- ・午前に受診する者は、朝食をとらないこと
- ・午後に受診する者は、午前8時までに朝食を済ませ、その後は食事をとらないこと。

(2) 結果の送付

受託機関 → 環境・安全推進室 → 受診者所属部局健康診断担当係 → 本人

※結果成績一覧表の配付は、産業医の判定後になります。

2. 産業医による指導区分の決定

(1) 環境・安全推進室より一括して産業医へ依頼

(2) 結果の送付

産業医 → 環境・安全推進室 → 受診者所属部局健康診断担当係 → 本人

3. 労災保険による二次健診及び保健指導

(1) 対象者

肥満度の測定・血圧測定・血糖検査・血中脂質検査全てについて異常所見のあった者

(2) 受診時期・方法

別途通知する。(一次健診後、受診対象者所属部局のみに通知)

(3) 二次健診の検査項目

- ①空腹時血中脂質検査
- ②空腹時血中グルコース量検査
- ③ヘモグロビンA1c検査
- ④負荷心電図又は胸部超音波検査
- ⑤頸部超音波検査
- ⑥微量アルブミン尿検査